

国際仲裁の飛躍的發展の条件

——物的・人的条件を中心として

弁護士（シティユーワ法律事務所） 前 田 葉 子

1. 日本の国際仲裁を飛躍的に発展させるための物的・人的課題

日本の国際仲裁案件の件数が、日本の経済規模に比べて少なすぎるということが、何年も前から指摘されている。実際、日本商事仲裁協会（JCAA）の新規仲裁申立て件数は5年で72件（平均して1年で約14件）であり⁽¹⁾、国際商工会議所（ICC）における日本を仲裁地とする仲裁事件も毎年せいぜい5件弱である。これに対しアジアで人気の仲裁地であるシンガポールや香港は仲裁件数を大きく伸ばしているが、これらの国と日本ではそもそも歴史的背景や法制度、判例の蓄積、裁判所の使用言語、経済的・社会的事情（国内の経済規模が小さく中立的第三国になりやすい）等の条件が大きく違うので、余り参考にならない部分も多かったが、近年これらの条件が比較的日本と近いはずの韓国においても、仲裁件数が伸びている⁽²⁾。

本稿では、日本の国際仲裁案件の件数が少

ない理由として考えられる要因のうち、以下の物的課題・人的課題に焦点を絞り、他の国や仲裁機関と比較してどのような課題があるのか、それらの課題を克服するために考えられることについて検討したい。また、特にコロナ禍によって、以前とは違う国際仲裁実務の運営が標準になりつつあることを踏まえ、その状況下においてできることについても触れたい。

物的課題

- 日本国際紛争解決センター（JIDRC）の創設とアクセス・価格・設備等の面での競争力
- 審問施設の宣伝の在り方

人的課題

- 仲裁人・仲裁代理人の不足
- 仲裁機関の運営・宣伝にあたる人材の不足
- 裁判所で仲裁関連事件を扱う裁判官の不足
- 企業内での国際仲裁手続に関する知識を持つ

(1) JCAAウェブサイト (<https://www.jcaa.or.jp/arbitration/statistics.html>) (2021年3月7日時点。特に断りのない限り本記事内で引用するウェブサイトについて以下同様。)。

(2) 2006年から2015年で倍増しており、2019年の新規仲裁申立て件数は計443件（うち国際仲裁事件70件）である（KCAB Annual Report 2019）https://globalarbitrationnews.com/wp-content/uploads/2020/07/2019-KCAB-ANNUAL-REPORT_FINAL.pdf。

た人材の不足

2. 審問施設の創設とその競争力

(1) 審問施設の不存在とJIDRCの設立

仲裁手続において証人尋問は仲裁地で実施することが多い。仲裁地に証人尋問のための専用の施設（審問施設）がない場合にはホテルの会議室等を数部屋借りて実施することが一般的であるところ、証人尋問は数日から数週間にわたって実施するため、その間ホテル等を借り続けることは仲裁費用の増加の原因になり、また専用の施設ではないために様々な不便が生じることもあって、日本が仲裁地としての仲裁件数を増やすためには、日本に専用の審問施設を作ることが急務だと言われてきた⁽³⁾。

これを受けて、2018年5月1日に日本国際紛争解決センター（大阪）（JIDRC大阪）が大阪中之島合同庁舎で開業し、次いで2020年3月30日に日本国際紛争解決センター・東京施設（JIDRC東京）が虎ノ門ヒルズビジネスタワーで開業した⁽⁴⁾。また、JIDRC大阪は2021年4月1日付でグランキューブ大阪（大阪府立国際会議場）に移転することが決まっている⁽⁵⁾。

(2) JIDRCの競争力

アジアの仲裁審問施設では、シンガポールのMaxwell Chambers、香港のHong Kong International Arbitration Center (HKIAC)、韓国のSeoul International Dispute Resolution Center (SIDRC)、マレーシアのAsian International Arbitration Center (AIAC)などが有名である⁽⁶⁾ため、以下においてJIDRCとこれらの審問施設を比較する。

ア アクセス

国際仲裁事件の証人尋問にあたっては、海外から仲裁人、仲裁代理人、当事者及び証人らが渡航してホテルに滞在しながら、数週間程度かけて準備と証人尋問を行うことが多い。そのため、審問施設は空港及び都市の中心部からのアクセスが良く、近くにホテル等の設備も整っていることが必須である。Maxwell Chambers, HKIAC, SIDRC, AIACはいずれもこれらの条件を満たしている。JIDRC東京（虎ノ門）と移転後のJIDRC大阪（グランキューブ大阪（中之島））も、東京と大阪のそれぞれの空港及びビジネスの中心地からのアクセスが良い場所に位置し、周囲に大型の一流ホテルもあり、アクセスの点で海外の審問施設

(3) 日本国際紛争解決センター「日本における国際仲裁の活性化に向けた施策に関する調査研究」4頁 <http://www.moj.go.jp/content/001292073.pdf>

(4) JIDRCウェブサイト <https://idrc.jp/#aboutus>

(5) JIDRCウェブサイト <https://idrc.jp/news/%e6%97%a5%e6%9c%ac%e5%9b%bd%e9%9a%9b%e7%b4%9b%e4%ba%89%e8%a7%a3%e6%b1%ba%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%ef%bc%88%e5%a4%a7%e9%98%aa%ef%bc%89%ef%bc%88%jdr-drc-osaka%ef%bc%89%e7%a7%bb%e8%bb%a2%e3%81%ae/>

(6) HKIACやAIACは仲裁機関であり、これらに審問施設が併設されている形である。SIDRCは仲裁機関ではなく審問施設であるが、2018年4月にSIDRCと当時のKCAB（Korean Commercial Arbitration Board）が合併してKCAB InternationalというKCABの独立した部門となった。一方Maxwell Chambersはシンガポールの仲裁機関であるSingapore International Arbitration Center（SIAC）とは別組織である。

に遜色ないといえる。

イ 価格

JIDRC（日本・東京）、SIDRC（韓国）、
AIAC（マレーシア）、Maxwell Chambers
（シンガポール）、HKIAC（香港）の1日

あたりの利用料金を比較すると概ね下記
ようになる。なお、算定にあたっては、収
容人数や各室の面積を参考としてなるべく
類似する条件⁽⁷⁾で比較している。

	JIDRC ⁽⁸⁾	SIDRC ⁽⁹⁾	AIAC ⁽¹⁰⁾	Maxwell Chambers ⁽¹¹⁾	HKIAC ⁽¹²⁾
中サイズ審問室とBR2部屋（＊1）	200000	134000	42250	237600	261800
大サイズ審問室とBR2部屋（＊2）	300000	270000	105040	396000	326200

単位：円

＊1：20-25人程度収容可能な審問室1室とブレイクアウトルーム2室使用

＊2：40-50人程度収容可能な審問室1室とブレイクアウトルーム2室使用

この比較によれば、類似条件下で比較し
た場合、日本（JIDRC東京）はシンガポー
ル（Maxwell Chambers）や香港（HKI-
AC）よりは低額であるが、韓国
（SIDRC）やマレーシア（AIAC）よりは
高額であるといえる。日本を仲裁地とする
年間の仲裁件数が少ないという現状で、
今後仲裁件数を伸ばすためには、SIDRC
やAIACよりも低額の利用料金を提供す
ることができれば、それは望ましいといえる。
ただし、これらの施設はいずれも何らかの
形で各国政府の支援を受けており⁽¹³⁾、例
えばAIACについては建物を無償で政府か
ら供与されている点⁽¹⁴⁾に加え、クアラル
ンプールと東京の物価や人件費の差を考

ると、AIACよりも低額の利用料金を設定
することは現実的には困難であると思われ
る。

ウ 設備・サービス

審問施設の設備としては、一般的な会議
室に必要な机や椅子、マイク、プロジェク
ター・スクリーン、テレビモニターなどの
什器類やwi-fiが必要となる。これらの点
では施設間でクオリティや規模に多少の差
はあれども、JIDRCの設備も他の施設に比
べて遜色のないものであるといえる。

一方、近時ではコロナ禍で急速にバーチ
ャルヒアリングやハイブリッドヒアリング
が一般化したため、審問施設に関してもバ
ーチャルヒアリングやハイブリッドヒアリ

(7) 全ての審問施設が収容人数や各室の面積の両方を公開しているわけではないので、一部は収容人数または面積に基づく推測による。また、平日と週末の価格に差を設けている施設については平日の金額を用いている。

(8) <https://idrc.jp/>

(9) <http://www.sidrc.org/idrc/en/page/booking.do>

(10) https://admin.aiac.world/uploads/ckupload/ckupload_20200911114620_92.pdf

(11) <https://www.maxwellchambers.com/room-rates/>

(12) https://www.hkiac.org/sites/default/files/ck_filebrowser/services/2021_Room_Rates_h1.pdf

(13) 小原淳見「国際仲裁・新たな潮流－待ったなしのインフラ整備の必要性－」自由と正義2016年7月号21頁

(14) 前掲脚注(3)・日本国際紛争解決センター「日本における国際仲裁の活性化に向けた施策に関する調査研究」

ングのための外部との良好な接続環境やウェブカメラなどのウェブ会議用の設備、テクニカルサポートが考慮されるようになっている。

この点、例えばMaxwell Chambersではバーチャルヒアリング向けのハード面での設備が備わっていること、ソフト面でもzoomやBluejeansなどを使ったプラットフォームの提供や、審問中を通じてモデレーターが参加し技術的な問題をサポートするほか、権限のない第三者が不正にログインしようとした場合にブロックするなどの対応をすることをサービスとして提供している⁽¹⁵⁾。

SIDRCも同様に、360度カメラ等を含めたハード面での設備に加え、プラットフォームの提供やテクニカルサポートの提供等のソフト面のサービスを提供している。加えて、KCABではe-bundle sharingと呼ばれる、証人尋問において利用するためのドキュメント・シェアリング・サービスも提供している⁽¹⁶⁾。

JIDRCではブレイクアウトルームを含めた各室にテレビモニターが設置されており、どの部屋からでもバーチャルヒアリング・ハイブリッドヒアリングに証人が参加できるようになっている。一方で、JIDRCがソフト面でテクニカルサポートやドキュメント・シェアリング・サービス等をどのよう

に提供しているのかはウェブサイトの情報からは明らかではない⁽¹⁷⁾。

バーチャルヒアリングやハイブリッドヒアリングは、コロナ禍で急速に広まった新しい証人尋問の手法であり、仲裁地に限らず様々な場所から証人が尋問に参加することが特徴である。そのため、日本以外を仲裁地とする仲裁事件についても、日本に居住する証人がJIDRCの1室からバーチャルヒアリングないしハイブリッドヒアリングに参加するということが考えられる。このような利用をする場合、具体的な使用形態としては小さな審問室を比較的短時間使用することになることが多いため、必ずしも直接JIDRCに大きな経済的効果を生むわけではないかもしれないが、そのように使用されることによってJIDRCの提供するサービスを実際に仲裁人や仲裁代理人、当事者に経験してもらう機会になり、今後より本格的にJIDRCの利用を考えるきっかけになりうると思われる。

そのため、JIDRCもソフト面でのサービスについて充実させ、またMaxwell ChambersやKCABのように自身のウェブサイトのみならず、利用者の多い外部媒体でサービスの情報を提供することが有益であると考えられる。この点については次項で述べる。

(15) <https://www.maxwellchambers.com/2020/06/24/hybrid-and-virtual-hearings/>

(16) <http://www.sidrc.org/idrc/en/page/hearing.do>:http://www.sidrc.org/idrc/en/bbs/board_view.do?bo_table=news_en&wr_id=863

(17) <https://idrc.jp/>

エ 情報提供・宣伝

審問施設の情報提供や宣伝活動の方法は様々であるが、例えばMaxwell Chambersを例に挙げると、自身のウェブサイトでの情報発信と、外部媒体での情報発信が挙げられる。自身のウェブサイトでは平均すると一ヶ月に1～2回程度情報発信しており⁽¹⁸⁾、外部媒体では新聞や法律雑誌等に記事が掲載されている⁽¹⁹⁾。

Maxwell Chambersの情報提供の好例として、前記ウで紹介したバーチャルヒアリングに関するサービスについて、実際にMaxwell Chambersを使ったバーチャルヒアリングを経験した仲裁人と仲裁代理人の感想が2020年4月23日にGlobal Arbitration Review (GAR) に記事として掲載され⁽²⁰⁾、Maxwell Chambersはそれを更に自身のウェブサイトにも引用し紹介している⁽²¹⁾。GARは世界で最も利用者が多い仲裁関連の情報提供媒体の1つであり、世界中の仲裁関連のニュースが毎日配信される有料のニュースサイトである。そのため、GARに掲載されることの宣伝効果は非常に大きい。また、上記のMaxwell Chambersの記事は、まだ世界的にもバーチャル

ヒアリングの実施数が少なく、多くの仲裁人や仲裁実務家がどのようにバーチャルヒアリングを実施するべきなのかについて模索し情報収集していた時期であったため、タイミングも効果的であったと思われる。記事の体裁として、Maxwell Chambersが直接自身の提供するサービスを宣伝するのではなく、シンガポールとイギリスの仲裁人⁽²²⁾及び仲裁代理人⁽²³⁾の発言を引用する形でGARのエディターが作成した記事という体裁をとっている⁽²⁴⁾点でも、より客観的で信頼性のある印象を与えるものと思われる。

SIDRCも自身のウェブサイトでの情報発信をタイムリーに行っている。例えば2020年4月23日に“Seoul IDRC Virtual Hearing Services”と題する記事でSIDRCがバーチャルヒアリングに関して提供するサービスの基礎的な情報を発信し⁽²⁵⁾、更に同年5月25日に“Seoul IDRC Virtual Hearing Services-Recent Updates”と題する記事を出して、その時点までに更に拡充されたサービスや実施されたバーチャルヒアリングの数(10数件)の情報を提供している⁽²⁶⁾。またKluwer Arbitrationや

(18) <https://www.maxwellchambers.com/announcements/>

(19) <https://www.maxwellchambers.com/articles/>

(20) <https://globalarbitrationreview.com/virtual-hearings/covid-19-participants-in-siac-case-share-success-of-virtual-hearing>

(21) <https://www.maxwellchambers.com/2020/05/01/global-arbitration-review-highlights-successful-virtual-hearing-at-maxwell-chambers/>

(22) Timothy Cooke. <https://www.shlegal.com/en/people/timothy-cooke>

(23) Simon C Milnes. <https://twentysex.com/people/simon-milnes/>

(24) <https://globalarbitrationreview.com/authors/alison-ross>

(25) http://www.sidrc.org/idrc/en/bbs/board_view.do?bo_table=news_en&wr_id=862

(26) http://www.sidrc.org/idrc/en/bbs/board_view.do?bo_table=news_en&wr_id=863

GARなどにも記事が掲載されている⁽²⁷⁾。

JIDRCも定期的に自身のウェブサイトにおいて情報発信しているが⁽²⁸⁾、海外の仲裁実務家が多く参照する外部の媒体での記事は多くなく、JIDRC東京のオープン時にもGARやKluwer Arbitration Blogなどにおいて大きく取り上げられてはいない。JIDRCの知名度を上げ、利用される機会を増やすためには、自身のウェブサイトや日本国内だけではなく、これらの発信力の強い外部媒体でも情報発信を増やすことが有効であると考えられる。

3. 人的課題

国際仲裁に関わる人材は、①仲裁人・仲裁代理人、②仲裁機関・仲裁審問施設の運営にあたる人材、③裁判所の人材、④利用者（企業）側の人材、などであり、日本の仲裁件数を増やすためにこれらの人材を充実させることが重要になってくる。

（1）仲裁人・仲裁代理人

国際仲裁において、仲裁地に居住している仲裁人や仲裁代理人が案件に携わるとは限らず、むしろ仲裁人・仲裁代理人のいずれも仲裁地以外の様々な国から選ばれることが非常に多い。とは言え、仲裁件数の多い仲裁地には、仲裁人・仲裁代理人も多いというイメージがあるため、日本において

仲裁人・仲裁代理人が少ないことが人的要因での課題の1つとして指摘されることがある。以下でいくつかの仲裁地について、仲裁人・仲裁代理人の数と仲裁案件の関係について紹介する。

各国の仲裁実務家の数を計る一つの指標として、Who's Who Legalが毎年発表する統計がある。この統計はM & A, Banking & Financeなど各法分野について、各国から評判の良い実務家を選定し紹介するもので、仲裁に関する統計もある。その評価にあたっては、主に他の仲裁実務家からの評価を基準にしている。個別の仲裁実務家に対するこのWho's Who Legal（仲裁）の評価が常に正確であるとは限らないが、各国の仲裁実務家の数の多寡の傾向を分析する上では参考になる。

Who's Whoのランキングにはいくつかのクラスに分かれており、その中で一番高いクラスである“Global Elite Thought Leader”としてランキングされている実務家はイギリス28名、アメリカ23名、フランス及びシンガポール10名であるのに対し、日本は1名に過ぎない⁽²⁹⁾。ただし、韓国も1名であり、マレーシアは0名である⁽³⁰⁾。一方、全順位でランクされている仲裁実務家の人数はイギリス305名、アメリカ216名、フランス180名、シンガポール

(27) <https://globalarbitrationreview.com/review/the-asia-pacific-arbitration-review/2021/article/innovation-in-progress-developments-in-korea-after-the-launch-of-kcab-international>

(28) <https://idrc.jp/#aboutus>

(29) <https://whoswholegal.com/thought-leaders/global-elite?goToContacts&topics=Arbitration>
ただし法律家だけではなく専門家証人（Expert Witness）も含む。

(30) <https://whoswholegal.com/thought-leaders/global-elite?goToContacts&topics=Arbitration>

56名, 韓国27名, 日本27名, マレーシア該当なし⁽³¹⁾である。

また, 各国の仲裁人の人数を知る指標として, ICCが毎年発表するAnnual Reportの中で, その年に新たに申し立てられた仲裁事件に関して任命された仲裁人の国籍ごとの内訳を公表している。これによれば, 2019年に実施されたICC仲裁において新たに任命された仲裁人の国籍は, イギリス258名, フランス116名, アメリカ107名,

シンガポール26名でそれぞれ1位, 3位, 4位, 15位である。これに対し日本は2名, マレーシア3名, 韓国6名であった⁽³²⁾。この統計はWho's Whoと異なり, 居住国ではなく国籍ごとの内訳であることに注意を要する。

これに更にLCIA, SIAC, KCAB, AIAC及びJCAAの直近の仲裁人の国籍に関するデータを加えたものが下表である。

	イギリス	アメリカ	フランス	シンガポール	韓国	マレーシア	日本
WWL("Global Elite Thought Leader")	28	23	10	10	1	0	1
WWL (全クラス) ⁽³³⁾	305	216	180	56	27	—	27
ICC(仲裁人)	258	107	116	26	6	3	2
LCIA(仲裁人) ⁽³⁴⁾	290 (51%)	33 (6%)	10 (2%)	8 (1%)	0	0	0
SIAC(仲裁人) ⁽³⁵⁾	78 (26%)	18 (6%)	6 (2%)	104 (35%)	3 (1%)	15 (5%)	—
KCAB(仲裁人) ⁽³⁶⁾	8.8%	14.7%	1.8%	4.3%	31.9%	1.4%	3.5%
AIAC(仲裁人) ⁽³⁷⁾	6 (1%)	—	—	32 (6%)	—	467 (86%)	—
JCAA (仲裁人) ⁽³⁸⁾	—	—	—	—	—	—	52%

これらの国を比較すると, 国際的に認知された実務家や, ICC仲裁の仲裁人として

活躍する仲裁人は, イギリス, アメリカ, フランスに多く, 韓国, マレーシア, 日本

(31) ただしGlobal Practice Area Guidesに掲載された人数だけをカウントしている。また, 法律家だけではなく専門家証人 (Expert Witness) も含む。イギリスは恐らくWho's Who Legalのシステムの不具合により, 不明。

(32) ICC Dispute Resolution 2019 Statistics 24-25頁

(33) <https://whoswholegal.com/market-insight>. Expertを除く。

(34) <http://www.lcia.org/media/download.aspx?MediaId=816>

(35) SIAC Annual Report 2019

[https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20\(30%20June%202020\).pdf](https://www.siac.org.sg/images/stories/articles/annual_report/SIAC%20AR_FA-Final-Online%20(30%20June%202020).pdf)

(36) https://globalarbitrationnews.com/wp-content/uploads/2020/07/2019-KCAB-ANNUAL-REPORT_FINAL.pdf. なお単位はパーセント (%)

(37) <https://www.aiac.world/wp-content/uploads/2018/CIPAA%20Report%202018.pdf>

(38) JCAAウェブサイトより, 2019年の統計。 <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/statistics.html>. なお単位はパーセント (%)。日本以外の国籍を有する仲裁人は48%でありその内訳は公表されていない。

には少ない。シンガポールは他のアジア各国よりは多いが、イギリスやアメリカ等に比べると少ない。

これに対して、LCIA, SIAC, KCAB, AIAC及びJCAAの仲裁人の国籍を見ると、各仲裁機関の所在地であるイギリス、シンガポール、韓国、マレーシア、日本の仲裁人がそれぞれ最も多いが、SIACに関してはシンガポール国籍の仲裁人の割合が35%、KCABに関しては韓国籍の仲裁人の割合が31.9%である。これは、マレーシア国籍の仲裁人が86%を占めるAIACや日本国籍の仲裁人が52%を占めるJCAAよりかなり低い。

SIACに関しては、そもそも第三国仲裁の仲裁地として用いられることが多く必然的に様々な準拠法の案件を扱う機会が多いことが、仲裁人の国籍が多様化する一因となっていると思われる。しかしながらKCABに関しては第三国仲裁よりも、一方当事者が韓国企業である案件が依然として多い。にもかかわらずKCABにおいて外国籍仲裁人が多いのは、KCABが積極的に外国籍の仲裁人を活用していることによるものと思われる。これは、韓国籍あるいは韓国居住の国際的に認知された仲裁人・仲裁実務家が比較的少ない中で、経験豊富で知名度のある海外の仲裁人を活用することで仲裁の質を上げ、またKCABの仲裁人選定プロセス等の運営に関して透明性と認知度を高めることも目的としているものと思われる。

れる。

日本も、国際的に認知された仲裁実務家・仲裁人が多くなく、また第三国仲裁よりも自国企業が一方当事者となる仲裁案件が多いという点で韓国と類似するところが多い。そのため、日本における国際仲裁案件の件数を伸ばすにあたっては、韓国同様、外国の仲裁人・仲裁実務家を活用することが考えられ、そのために、まず、外国の仲裁人・仲裁実務家が日本に来て仲裁人・仲裁代理人として活動するための障害を取り除くことが重要であると思われる。この点、日本で外国資格の弁護士が国際仲裁代理人を務める際の外弁法⁽³⁹⁾の規制が課題として長らく指摘されてきたが、今般法改正されることになったため、この問題はある程度解決することが期待される。

(2) 仲裁機関の運営・宣伝にあたる人材

2018年の日本企業を対象とするJIDRCの調査では、5割から7割の日本企業が日本を仲裁地として選定し、また日本において国際仲裁の利用が進むために必要な要素として、日本の仲裁機関の国際的な評価の向上を指摘している⁽⁴⁰⁾。そのため、仲裁機関の運営・宣伝方法は日本の仲裁件数の増加に直接的につながる要因であると考えられ、これらにあたる人材が重要であると考えられる。

ア 仲裁機関の運営にあたる人材

(ア) SIAC

仲裁機関に関わる人員は、仲裁機関

(39) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

(40) 前掲脚注(3)・24-25頁

によって異なるが、例えばSIACを例に挙げれば、大きく分けて①Board of Directors, ②Court of Arbitration, ③CEO及びSecretariatに分けられる。

①はSIACの組織としての運営に関する意思決定機関であり、個別の仲裁事件の内容には立ち入らない。Chairman及びVice Chairmanを含めいずれも著名な仲裁弁護士が務め、8名のメンバー中、Chairman及びVice Chairmanを含む5名がシンガポールを拠点とし、他3名が中国、インド、香港から1人ずつ任命されている⁽⁴¹⁾。

②は個別の仲裁事件について必要に応じて意思決定する機関であり、例えば、複数の仲裁申立ての併合（SIAC仲裁規則6条・8条）、参加の申立てに関する判断（7条）仲裁人に対する忌避（Challenge）の申立て（15条）などについて判断を下す。こちらも全て著名な仲裁弁護士で構成されている。33名のメンバー中、シンガポールを拠点とするのは4、5名であり、他はPresidentやVice President 1名を含め世界中から任命されている。なお、33名中10名が女性である⁽⁴²⁾。

③のCEOは全体的なマネジメントと業務について統括する立場にあり、営業・広報活動についても責任を負っ

ている。その下に14名のSecretariatが配置され、ケースマネジメント全般と広報活動などを行っている⁽⁴³⁾。この14名のうち2名はRegistrar及びDeputy Registrarとして他のSecretariatを監督する立場にあり、比較的長期間SIACでの勤務を継続しているが、他のSecretariatは2年～4年程度の比較的短期で入れ替わっていく。Secretariatについてもシンガポール出身者は数名であり、アジア各国、オーストラリア、イギリスなどの出身者で構成される。属性としては数年間各国の弁護士事務所で勤務した後の中堅～シニアアソシエイトレベルの法曹資格者が仲裁業界でのキャリアステップの一つとして数年間務めていくことが多い。非常に人気のあるポジションであり、Secretariatになるための競争率は高い。

(イ) KCAB

KCABは大きく分けて①Board of Directors, ②International Arbitration Committee, ③Chairman及びSecretariatによって構成されている。

①のBoard of Directorsは組織上の意思決定を行う機関であり、10名のdirectorで構成され、その内訳は法曹、官僚、ビジネス界などの利害関係者である⁽⁴⁴⁾。ただし、国際仲裁を扱う

(41) <https://www.siac.org.sg/about-us/about-us/board-of-directors>

(42) <https://www.siac.org.sg/about-us/about-us/court-of-arbitration>

(43) <https://www.siac.org.sg/about-us/about-us/ceo-and-secretariat>

(44) 前掲脚注(3)・29頁

KCAB Internationalについては、意思決定権限の相当な範囲、財政及び人事はBoard of Directorsから独立してKCAB International自体に与えられており、③のChairman, Secretary General及びDirectorの3名が意思決定をしている⁽⁴⁵⁾。

②International Arbitration Committeeは仲裁人の選任や忌避、変更等についてKCABから諮問を受け、それに対し意見を述べるものとされている(KCAB規則1条3項)。SIACのCourt of Arbitrationに類似しているが、自ら決定を下すのではなく意見を述べるのみという点で若干異なっている。19名のメンバーから構成されており、世界各国の著名な仲裁実務家で構成されている。

③のChairmanはKCAB Internationalの業務遂行全体について責任を負う立場であり、韓国の著名な仲裁実務家であるHi-Taek Shin氏が務める。その下に9名のSecretariat（海外オフィス含む）が配置されており、ケースマネジメントを行い、Secretary Generalがこれを統括する。Secretary Generalは韓国の大手法律事務所であるBae, Kim & Leeの若手仲裁パートナーであったSue Hyun Lim氏が務めて

おり、SIACにおけるCEOと同様、案件のケースマネジメント全体の統括とビジネスディベロップメントに責任を持つ。SecretariatはSIAC同様、法律事務所の若手～中堅アソシエイトレベルと思われる年次の法曹資格者が多いが、SIACと異なりほぼ全て韓国出身者・韓国の法曹資格者で構成されている。

(ウ) JCAA

JCAAの組織は大きく分けて①理事会、②手続諮問委員会及び③事務局で構成されている⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾。

①の理事会は45名で構成されているが、1名を除き全て日本人である。仲裁実務家は数名であり、他は企業の法務部長等によって構成されている⁽⁴⁸⁾。理事会の役割や権限について、ウェブサイト上は特に説明されていない。

②の手続諮問委員会については、6名のメンバーによって構成されており、仲裁・調停の手続上、特に慎重な判断を要する事項についてJCAAから意見を聴取されるものと位置付けられている⁽⁴⁹⁾。ここでいう「特に慎重な判断を要する事項」とは、仲裁人の忌避や解任等である（手続諮問委員会規程3条）⁽⁵⁰⁾。メンバーは仲裁実務家または教授らであり、全員日本人ないし日本

(45) 前掲脚注(3)・30-31頁

(46) <https://www.jcaa.or.jp/about/outline.html>

(47) <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/committee.html>

(48) <https://www.jcaa.or.jp/common/pdf/about/yakuin.pdf>

(49) <https://www.jcaa.or.jp/arbitration/committee.html>

の法曹資格者である。

③の事務局メンバーについてはウェブサイトで公表されていない。

このように、JCAAのウェブサイト上入手可能な情報からは理事会の権限や位置づけが分からず、かつ理事会メンバーがほぼ全て日本人かつ非法曹実務家で構成されていること、一方、手続諮問委員会は著名な仲裁実務家も含む法曹資格者や教授らで構成されているが、やはり日本人が中心であること、更に、実際にケースマネジメントを行う事務局メンバーが公表されていないことなどから、海外の利用者や実務家の目から見た場合に、ICCやSIAC等一般的な国際仲裁機関と同様のサービスが期待できるのかと不安に思われ、利用を躊躇する要因になり得る。

そのため、そのような懸念を払しょくするために、理事会の位置付けや役割を明確にすること、手続諮問委員会についてはSIACやKCABのやり方について海外の名の知られた仲裁実務家もメンバーに加えること、事務局についても情報を開示すること等の対応が考えられる。KCABの例をみれば、SIACのように事務局メンバーを多国籍メンバーで構成することは必須ではないが、海外の法曹資格者が少なくとも1人はいることが海外の利用者の目から見れば望ましいものと思われる。

イ 仲裁機関の宣伝にあたる人材

(ア) SIACの場合

数ある仲裁機関の中でも、SIACは特に宣伝活動に積極的であると言われる。実際、SIACが主催するセミナー（現在ではウェビナー）の数は多く、また日本でのSIACの知名度は企業間でも高く、効果的な宣伝をしていると言える。

しかしながら、SIACには宣伝活動だけを専門で行うスタッフ等がいるわけではなく、その企画・運営はCEOと14名のSecretariatや海外オフィスのスタッフが組織運営やケースマネジメント業務等の傍らで実施している。SIACの取扱件数を考えれば、このような組織体制で宣伝活動に多くの時間を割けるという状況にはない。しかし、SIACは前述の通り外部の媒体を利用した宣伝や、Court of Arbitration や Board of Directorsをうまく活用した効果的な宣伝活動を行っている。

例えば、SIACの実施するウェビナーの典型的な例としては、1時間程度のウェビナーをパネルディスカッション形式で行い、モデレーターはSIACのSecretariatが務め、パネリストにSIACのCourt of Arbitrationのメンバーを1名かそれ以上入れるということが多い。あるいは、モデレーターもCourt of Arbitrationのメンバーが務

(50) https://www.jcaa.or.jp/common/pdf/arbitration/commission_rules.pdf

めることもある。数日間にわたるイベントでも同様であり、例えば、2020年12月に数日間にわたり実施された”Official Launch of SIAC Americas”においては、モデレーターは全パネルにつきSIAC Court of ArbitrationのPresidentであるGary Born氏が務め、パネリストとも多数のCourt of ArbitrationやBoard of Directorsのメンバーが務めた⁽⁵¹⁾。

前述の通りSIACのCourt of ArbitrationやBoard of Directorsは各国の著名な仲裁実務家によって構成されており、これらの著名人が単にSIACのイベントにおいて登壇するというだけでなく、SIACのCourt of ArbitrationまたはBoard of Directorという肩書で登場し、SIACサイドから発言するという方法は宣伝効果が大きいものと思われる。

(イ) ICC

ICCの宣伝活動もSIACと類似している。すなわち、ICCの開催するウェビナーなどでも、ICC Court of Arbitrationのメンバーをパネリストやモデレーターとして活用している。例えば、近時ICC規則の改訂があり、これに伴い各国でLaunch Eventが実施されたが、いずれもICC Court of Arbitrationのメンバーを活用している。

(ウ) KCAB

KCABも宣伝活動として年間100件近い会議・セミナー（ウェビナー）を行っており、その最大のものが1週間かけて行われる“Seoul ADR Festival”であった。また、FDI Mootと呼ばれる模擬仲裁イベントも宣伝活動の一環として実施している。

(エ) JCAA

JCAAの国際的な知名度を向上させるために、これらの仲裁機関同様、会議やセミナー（ウェビナー）を大規模で実施していくことが考えられ、特にSIACやICCと同様の手法を用いることは有益であろうと思われる。つまり、前述の通り、手続諮問委員会は現在は日本の仲裁実務家及び学者で構成されているが、これに海外の著名実務家も数名委員として加わってもらい、JCAAの主催するウェビナー等でJCAA側に立って発言してもらおうということができれば、JCAAの知名度や信頼性の向上に役立つものと思われる。

(3) 裁判所の人材

仲裁地を選定する際に、その仲裁地の裁判所が親仲裁的であるのか、仲裁手続に関する経験や知識はあるのか、仲裁に関する判例の蓄積はあるのか、等は重要な考慮要素になる。親仲裁的な裁判所ではない、あるいは仲裁手続に関する経験や知識が十分

(51) <https://www.siac.org.sg/courses-and-events/courses-and-events-calendar/event/505/Official-Launch-of-SIAC-Americas-/0>

ではない裁判官にあたると、裁判所が過度に介入し、本来すべきではない事案において仲裁合意の有効性が否定されたり、仲裁判断が取り消されたりするのではないかという懸念が生じるためである。

この点シンガポールや香港等は既に親仲裁的な裁判所であるという評判が確立されており、仲裁件数が多いために裁判所の仲裁手続に関する経験や知識についても懸念がなく、また判例の蓄積も相当程度ある。

日本の裁判所において仲裁関連の判例は非常に少ない。日本の裁判所が仲裁合意の有効性を否定したり、仲裁判断を取り消した事例も決して多いわけではないが、そもそも全体としての件数が少ないために、日本の裁判所が親仲裁的なのか否か、また仲裁手続に対する理解があるのかという点についての懸念を生じやすくさせている。一朝一夕に判例を蓄積することは出来ないため、この点の対応策としては、例えば仲裁事件の集中部を東京地方裁判所や大阪地方裁判所に創設し、仲裁手続についての知識・経験が蓄積されやすくする、またそのような姿勢を海外にアピールしやすくといったことが考えられる。

なお、韓国においても仲裁関係の判例の蓄積は多くはなく、また仲裁専門部や仲裁集中部などは現時点では存在しないが、仲裁専門部や仲裁を専門とする裁判官制度を導入することについての議論が行われている段階である。

(4) 企業内の人材

日本の大手企業の法務部には法学部・ロースクール出身者や法曹資格者がいる場合が多いが、それでも企業内で仲裁に関する十分な知識を有しているとは限らない。2018年のJIDRCが実施した調査でも、海外進出・国際取引に関与している企業の中で、3分の1が仲裁手続や効果について、「余り理解していない」「全く理解していない」と回答している⁽⁵²⁾。また、同調査において全体の1割5分ほどの企業は契約書で仲裁条項を規定していないと回答しており、その理由として国際仲裁に関してあまり知らないからと回答した割合が約43パーセントに上った⁽⁵³⁾。このように、仲裁に関する知識の不足が、そもそも仲裁条項を契約書に入れなかったり、入れたとしても仲裁条項を入れる際に仲裁地や仲裁機関の重要性について深く検討しなかったり、また実際に紛争が生じて、よくわからないという理由で仲裁手続を進めることを躊躇う理由の一つになっている。

その対策として、例えば法学部やロースクールでの仲裁に関する講義を増やし（学期中を通しての授業である必要はなく、例えば数日の集中講義でも良い）、企業内で仲裁に関する知識・関心を持つ人材を増やすということが考えられる。

また、法務部員のレベルだけではなく法務部長・法務担当役員のレベルでの仲裁に関する理解を深めることも重要である。こ

(52) 前掲脚注(3)・13頁

(53) 前掲脚注(3)・19頁

の点、例えば海外の仲裁機関は、コロナ禍以前は定期的に日本を訪問し個別に企業を訪問し法務部長クラス以上の役員を含めた社員と面談し、サービスを説明したり、仲裁手続に関する疑問点に答えたりする場を積極的に設けるといったことを行ってきた。これは仲裁機関の宣伝活動の一部であるが、仲裁手続そのものに対する企業の理解を深めることにも貢献していると思われる。

4. まとめ

以上の通り、日本において長年の物的課題であった審問施設が大阪及び東京にオープンし、既に競争力のある価格と環境を提供している。コロナ禍を踏まえソフト面でこれまでなかった新たなサービスを求められようにな

っているが、コロナ禍は日本の審問施設の利用を増やすチャンスでもあり、積極的にサービスを拡充させ、海外に向けた広報活動によって案件数を伸ばす機会であるにとらえることもできる。

人的課題という点では、仲裁人や仲裁実務家や、仲裁機関の人員等、仲裁に携わる様々な人材を日本国内だけで賄おうとするのは、少なくとも短期間で実施するには無理があり、また効果的でもなく、むしろ海外の実務家をもっと活用すべきである。

更に物的側面でも人的側面に関しても、広報活動が重要であり、この点でも海外の媒体・海外の実務家を積極的に活用すべきと思われる。